

科目群	第1年次科目							
授業科目	憲 法		単位	4	担当教員	中林 晓生		
配当年次	L 1	開講学期	前期	週間授業回数	2回			
<目的>								
この授業の目的は、憲法の基本原理、日本国憲法の下での統治機構及び日本国憲法の保障する権利についての基本的な知識を習得することである。								
<授業内容・方法>								
授業の方法は、原則として、講義形式とし、適宜、双方向授業の要素を取り入れていく。								
<b>第一部 憲法総論・統治機構論</b>								
1 憲法の意味 2 憲法の保障 3 日本国憲法 4 国民・天皇 5 国会① 6 国会② 7 内閣 8 財政・地方自治 9 裁判所① 10 裁判所② 11 日本国憲法の基本原理								
<b>第二部 人権論</b>								
1 日本国憲法による権利の保障とその制約① 2 日本国憲法による権利の保障とその制約② 3 日本国憲法による権利の保障とその制約③ 4 国民の義務・参政権 5 新しい人権 6 法の下の平等 7 思想・良心の自由 8 信教の自由 9 政教分離 10 表現の自由① 11 表現の自由② 12 表現の自由③ 13 表現の自由④ 14 学問の自由 15 職業選択の自由 16 財産権 17 人身の自由 18 受益権・社会権① 19 社会権②								
<教科書・教材>								
教科書 辻村みよ子著『憲法〔第3版〕』(日本評論社、2008年) 憲法判例研究会『判例プラクティス憲法』(信山社、2011年)								

### 参考書

芦部信喜著『憲法 第五版』(岩波書店、2011年)

高橋和之著『立憲主義と日本国憲法〔第2版〕』(有斐閣、2010年)

野中俊彦=中村睦男=高橋和之=高見勝利『憲法I〔第4版〕』『憲法II〔第4版〕』(有斐閣、2006年)

高橋和之=長谷部恭男=石川健治編『憲法判例百選I〔第5版〕』『憲法判例百選II〔第5版〕』(有斐閣、2007年)

その他の参考書等については、初回の授業で指示する。

### 〈成績評価の方法〉

各回の質疑・討論等の内容(平常点；10%)、小テストの成績(30%)及びおよび期末試験の成績(60%)によって評価する。

### 〈その他〉

初回の授業の予習については、TKC上に掲示するので、必ず予習をして授業に臨むこと。

科目群	第1年次科目				
授業科目	行政法	単位	2	担当教員	稻葉 鑿
配当年次	L 1	開講学期	後期	週間授業回数	1回

＜目的＞

実務公法（行政法）の授業に対応できるだけの実力をつけることを目標に、行政法の基本知識を学ぶ。まず、最初の4回は、行政法の全体像をつかめるよう、レクチャー形式で「行政法への入門」を試みる。

その後は、主要なテーマをとりあげ、テキスト・配布資料用いながら、事前に提示した【課題】を中心に、質疑応答を交えて授業を進め、「行政法の基礎」固めを行う。

なお、小テストを実施する（4回予定）。

まず、テキストを通読（一読・再読）してから、最初の授業にのぞむこと。

＜授業内容・方法＞

(1) 行政法入門

- 1 行政法とは—3つに分けて考える行政法（テキスト第1章）
- 2 行政組織法の概要（テキスト第2章）
- 3 行政作用法の骨格（テキスト第1章・第4章）
- 4 行政救済法の概観（テキスト第1章・第10章-4）

(2) 行政法の主要課題

- 5 「法律による行政」の原理：一斉検問事件・最決昭和55年9月22日（第3章）
- 6 行政処分（行政行為）—行政処分をめぐる法制度（第5章）
- 7 行政指導—その法的統制（第6章）
- 8 行政上の義務履行確保手段—行政上の強制執行の仕組み（第7章）
- 9 公正・透明な行政手続—行政手続法の意義と特色（第8章）
- 10 情報公開・個人情報保護+公文書管理制度—各制度のポイント（第9章）
- 11 行政訴訟制度のポイント—どんな行政事件訴訟があるか（第11章）
- 12 行政事件訴訟の要件と仮の救済（第12章）
- 13 国家賠償法概説（第13・14章）
- 14 損失補償制度（第15章）

＜教科書・教材＞

テキスト：稻葉鑑『行政法と市民』（放送大学教育振興会、2006年）

教材：レジュメ・判例教材を適宜配布

【参考書】

- ・塙野宏『行政法I・II（第5版）』有斐閣
- ・宇賀克也『行政法概説I（第4版）・II（第3版）』有斐閣
- ・小早川=宇賀=交告編『行政判例百選I・II（第5版）』有斐閣
- ・稻葉鑑=人見剛=村上裕章=前田雅子『行政法（第2版）』有斐閣（Legal Questシリーズ）

＜成績評価の方法＞

定期（期末）試験の成績のほか、小テスト（4回予定）、質疑応答等による平常点を加味して評価する。定期試験の割合は、8割を予定。

科目群	第1年次科目			
授業科目	民法 I	単位	4	担当教員 小粥 太郎 中原 太郎
配当年次	L 1	開講学期	通年	週間授業回数 1回

#### <目的>

民法のうち講学上「民法総則」といわれる部分（前期）及び「事務管理・不当利得・不法行為」の部分（後期）を学習します。次年度以降の授業に参加するためにも、当該領域の基礎知識を理解し、これを使って簡単な講壇事例を解決する応用力を身につけることを目標とします。

#### <授業内容・方法>

毎回の講義は、あらかじめ教員から指示された範囲について文献を読了した上で受講することが前提とされます。授業は、重要な事項についての教員からの説明を中心として、補助的に質疑応答を交える形で行われます。基本用語や細かい条文知識などの習得については、受講者の自習（教科書の熟読や短答式問題演習）に委ねられます。

#### ○ 進行予定

本授業の内容は、「民法総則」と「事務管理・不当利得・不法行為」とに分かれます。

##### 〔民法総則（前期、小粥担当）〕

- 1 問題演習1（期末試験の問題を解いてみよう）
- 2 民法の全体像／民法総則概説
- 3 人
- 4 法律行為1 総論／成立と内容確定
- 5 法律行為2 効力否定原因1（意思無能力、行為能力制限）
- 6 法律行為3 効力否定原因2（意思表示の瑕疵1【心裡留保／虚偽表示】）
- 7 法律行為4 効力否定原因3（意思表示の瑕疵2【錯誤／詐欺・強迫】）
- 8 法律行為5 効力否定原因4（法律行為の内容に関する無効原因／消費者契約法上の効力否定原因）
- 9 無効／取消し
- 10 代理1（総論／有権代理）
- 11 代理2（無権代理）
- 12 時効
- 13 法人
- 14 問題演習2

##### 〔事務管理・不当利得・不法行為（後期、中原担当）〕

- 1 不法行為法の意義と特徴
  - 2 不法行為責任の要件①—総論、責任阻却事由
  - 3 不法行為責任の要件②—故意・過失
  - 4 不法行為責任の要件③—権利・利益侵害又は違法性（その1=人格的権利・利益）
  - 5 不法行為責任の要件④—権利・利益侵害又は違法性（その2=財産的権利・利益）
  - 6 不法行為責任の要件⑤—損害、因果関係
  - 7 特殊不法行為責任①—他人の行為による不法行為責任
  - 8 特殊不法行為責任②—物の作用による不法行為責任、不法行為に関する特別法
  - 9 不法行為責任の効果①—損害賠償請求主体、損害賠償の範囲等
  - 10 不法行為責任の効果②—損害額の算定、非金銭的救済等
  - 11 不法行為責任の特殊な態様①—賠償減額事由（過失相殺、損益相殺）
  - 12 不法行為責任の特殊な態様②—複数賠償義務者（共同不法行為等）
- 事務管理・不当利得①—総論

- 13 不当利得②—侵害利得、給付利得  
14 不当利得③—特殊な給付利得、多数当事者型の不当利得

＜教科書・参考書＞

1 教科書

〔民法総則〕 佐久間毅・民法の基礎 I [第3版] (有斐閣、2008)

〔事務管理・不当利得・不法行為〕 内田貴・民法 II 債権各論 [第3版] (東京大学出版会、2011)。これでは量的に物足りなく感じる人は、不法行為に関しては吉村良一・不法行為法 [第4版] (有斐閣、2010) を、事務管理・不当利得に関しては潮見佳男・基本講義債権各論 I [第2版] (新世社、2009) を、併用するとよいでしょう。なお、瀬川信久・内田貴著『民法判例集・債権各論 [第3版]』(有斐閣、2008) に収録されている裁判例を参照する予定です。

2 判例教材 〔前後期共通〕 民法判例百選 I, II [第6版] (有斐閣)

3 参考書

〔前期：民法総則〕

内田貴・民法 I (総則・物権総論) [第4版] (東大出版会、2008)

大村敦志・基本民法 I (総則・物権総論) [第3版] (有斐閣、2007)

河上正二・民法総則講義 (日本評論社、2007)

〔後期：事務管理・不当利得・不法行為〕

大村敦志・基本民法 II 債権各論 [第2版] (有斐閣、2005)

藤岡康宏ほか・民法IV 債権各論 [第3版補訂版] (有斐閣Sシリーズ、2009)

奥田昌道ほか編・法学講義民法6 事務管理・不当利得・不法行為 (悠々社、2006)

窪田充見・不法行為法 (有斐閣、2007)

＜成績評価の方法＞

平常点および期末に行われる筆記試験の成績によって評価します。

評価の8割は、筆記試験（各学期末に行われるもの）の成績に基づき、残り2割は、授業時の応答・小テストや出欠の状況等を材料として平常点として考慮します。

評価方法の具体的な内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明します。なお、筆記試験の受験資格の有無は、学期ごとの出欠状況を基準に判断されるので、注意してください。

＜その他＞

オフィスアワーの日時は、別途案内をします。

科目群	第1年次科目					
授業科目	民法Ⅱ		単位	4	担当教員	渡辺 達徳
配当年次	L 1	開講学期	前期	週間授業回数	2回	

＜目的＞

民法のうち講学上「契約法」および「債権総論」といわれる部分を学習する。次年度以降の授業に参加するためにも、当該領域の基礎知識を理解し、これを使って簡単な講壇事例を解決する応用力を身につけることを目標とする。

＜授業内容・方法＞

授業は、原則として担当教員からの説明と設例・問題についての応答とから成る。重要な事項を扱うよう努めるが、すべての問題を扱うことは不可能であり、適切でもない。とくに教室における口頭での学習に適さない事項は、受講者の自習（教科書の熟読や問題演習）に委ねられる。

○進行予定

具体的なルール（各種の契約）から抽象的なルール（総論）へと進める。個別ルールのみならず、常に体系的視点・個別ルールの相互関係を意識することによって、債権法全体の構造ないし体系の理解をすすめようとしている。

1 序論 (1)

- (1) 履修分野（契約法・債権総論）の概要
- (2) 契約法の構造

2 各種の契約

- (1) 権利移転型契約 贈与、売買、交換
    - ・売買の成立、売買の予約 (2)
    - ・手付 (3)
    - ・売主の義務 (4)
    - ・売主の担保責任 (その1) (5)
    - ・売主の担保責任 (その2) (6)
    - ・買主の義務 (7)
    - ・特殊の売買（特定商取引法、割賦販売法）(8)
    - ・贈与・交換 (9)
  - (2) 貸借型契約 消費貸借、使用貸借、賃貸借
    - ・消費貸借、使用貸借 (10)
    - ・賃貸借の成立・存続期間 (11)
    - ・賃貸人・賃借人の権利義務 (12)
    - ・賃貸借の解除・終了 (13)
  - (3) 役務提供型契約 雇用、請負、委任、寄託
    - ・概要、雇用（労働契約法）、寄託 (14)
    - ・請負 (15)
    - ・委任 (16)
  - (4) その他の契約 (17) 組合、終身定期金、和解
  - (5) 民法典に規定されていない契約 (18)
- 3 契約総論
- (1) 契約の成立 (19)
  - (2) 契約の効力 (20)
  - (3) 契約の解除 (21)

#### 4 債権総論

- (1) 債権総論の構造 (22)
- (2) 債権の目的 (23)
- (3) 債権の効力
  - ・当事者間における債権の基本的効力 (24)
  - ・債権の対外的効力 (25)
- (4) 多数当事者の債権 (26)
- (5) 債権の譲渡 (27)
- (6) 債権の消滅 (28)

#### ＜教科書・教材＞

○授業における教科書・参考書の扱い、自習における利用のしかたなどについては、開講時にお話します。

- 1 教科書 (契約法) : 大村敦志・基本民法II [第2版] (債権各論) (有斐閣)  
: 内田貴・民法II [第3版] (債権各論) (東大出版会)  
(債権総論) : 大村敦志・基本民法II [第2版] (債権総論・担保物権) (有斐閣)  
: 内田貴・民法III (債権総論・担保物権) 第3版 (東大出版会)
- 2 判例教材 民法判例百選II [第6版] (有斐閣) (2009年)
- 3 参考書 (契約法) : 潮見佳男・債権各論I [第2版] 契約法・事務管理・不当利得) (新世社)  
鈴木祿弥・債権法講義四訂版 (創文社)  
広中俊雄・債権各論講義第6版 (有斐閣)  
山本敬三・民法講義IV-2 契約 (有斐閣)  
(債権総論) : 平井宜雄・債権総論第2版 (弘文堂)  
奥田昌道・債権総論増補版 (悠々社)  
潮見佳男・債権総論I 第2版・II 第3版 (信山社)

#### ＜成績評価の方法＞

平常点および期末に行われる筆記試験の成績によって評価する。評価の8割は、筆記試験(学期末に行われるもの)の成績に基づき、残りの2割は、授業時の応答内容、出席率、小テストの結果等を材料として、行う。これらに変更がある場合には、授業時に教員から説明する。

#### ＜その他＞

オフィスアワーの日時は、別途案内をする。

科目群	第1年次科目				
授業科目	民法Ⅲ	単位	4	担当教員	久保野 恵美子 早川 真一郎
配当年次	L 1	開講学期	後期	週間授業回数	2回

#### <目的>

本授業は、民法の物権法と家族法領域について基本的な思考方法と論理構造を理解し、自らそれらを用いて法的な議論ができる能力を培うことを目的とする。

#### <授業内容・方法>

受講者は民法の初心者を予定するが、短期間で広範な民法全領域を修得するには、受講者の積極的な予習が不可欠となる。毎回の講義は、あらかじめ教員から指示された範囲について文献を読了した上で受講することが前提とされる。

本授業の具体的な内容は、以下のように物権法と家族法に分けられる。

#### 物権法（14コマ）

物権変動、所有権及び抵当権を中心にして、物権法全般にわたって基礎的な力を養う。

- 1 序論（1）
  - (1) 履修分野の概要
  - (2) 物権の意義と性質
- 2 物権の変動
  - (1) 序説 (2)
  - (2) 不動産の物権変動 (3,4,5)
  - (3) 動産の物権変動 (6)
- 3 所有権 (7,8)
  - (1) 所有権の意義と効力
  - (2) 所有権の制限
  - (3) 共同所有
- 4 占有権、地上権など (9)
- 5 担保物権の基礎 (10)
- 6 抵当権 (11,12)
- 7 留置権・先取特権・質権 (13)
- 8 非典型担保 (14)

#### (教科書・参考書)

- 1 教科書 永田真三郎ほか・物権【エッセンシャル民法2】(有斐閣、2005年)
- 2 判例教材 民法判例百選I (第6版) (有斐閣、2009年)

#### 家族法（14コマ）

民法の親族編、相続編を中心に、判例を交えつつ、家事事件に関わる実体法の基礎を理解することを目指す。

- 1 序論 (1,2)
- 2 親族法
  - (1) 親族 (2)
  - (2) 婚姻・婚姻の解消 (3,4)
  - (3) 実親子法・養子法 (5,6)
  - (4) 親権法・後見法 (7,8)
  - (5) 扶養法 (8)

### 3 相続法

- (1) 相続法の構造 (9)
- (2) 相続人・相続分・相続の要件など (10,11)
- (3) 相続の効力 (12,13)
- (4) 遺言・遺留分 (14)

(教科書・参考書)

#### 1 教科書

前田陽一他『民法IV 親族・相続』(有斐閣、2010年)

高橋朋子他『民法7〔第2版〕』(有斐閣アルマ、2007年)

※初回授業時までに出版される教科書を用いる可能性もある。その場合には初回授業までに告知する。

#### 2 判例教材 水野紀子他編『家族法判例百選〔第7版〕』(有斐閣、2008年)

#### 3 参考書

道垣内弘人=大村敦志『民法解釈ゼミナール5 親族・相続』(有斐閣、1999年)

潮見佳男『相続法〔第2版〕』(弘文堂、2005年)

#### 〈成績評価の方法〉

平常点および期末に行われる筆記試験の成績によって評価する。評価の8割は、筆記試験の成績に基づき、残り2割は、授業時の応答・小テストや出欠の状況等を材料として平常点として考慮する。

評価方法の具体的な内容、あるいはこれについて修正がある場合には、授業時に教員から説明する。

#### 〈その他〉

オフィスアワーについては、別途、案内する。

科目群	第1年次科目				
授業科目	刑法	単位	4	担当教員	成瀬 幸典
配当年次	L 1	開講学期	通年	週間授業回数	1回

#### <目的>

この講義は、法曹になるために必要不可欠な刑法の基本的な枠組みを理解することを目的としています。刑法の理論的・体系的理解を目指しますが、受講生が、将来、法曹実務家になることを希望していることを踏まえ、実務を意識した実践的な問題にも触れる予定です。

#### <授業内容・方法>

講義は、第1部（前期）と第2部（後期）に分かれます。

第1部では、犯罪の成立に関する一般的な理論である「刑法総論」において論じられている問題を15のテーマに分けて、第2部では、個々の犯罪固有の問題を扱う「刑法各論」の諸問題を15のテーマに分けて扱います。

あらかじめ、「事例・設問」、「必読判例」、「必読文献」、「参考判例」、「参考文献」等が示された予習課題をTKC上に掲示しますので、それに基づいて予習をして、講義に出席してください。講義では、教員が設問についての解説を行いますが、その際、適宜、学生を指名して発言を求めます。その発言は、成績評価の対象となりますから、十分に予習をして講義に臨んでください。学生の皆さんには、法学未修者ですから、高度な内容の発言が期待されているわけではありません。読むべき文献・判例を読んでいれば、答えられるような質問が行われると考えてください。

具体的な講義の進行予定は以下のとおりです。

#### (第一部)

- 第1講 刑法の目的と罪刑法定主義
- 第2講 構成要件該当性1—実行行為と危険概念
- 第3講 構成要件該当性2—不作為犯
- 第4講 構成要件該当性3—因果関係
- 第5講 違法性1 —違法性の本質と違法性阻却事由
- 第6講 違法性2 —正当防衛と緊急避難1
- 第7講 違法性3 —正当防衛と緊急避難2
- 第8講 責任1 —責任の本質と責能力
- 第9講 責任2 —故意
- 第10講 責任3 —過失
- 第11講 未遂犯
- 第12講 正犯と共に犯
- 第13講 共同正犯
- 第14講 教唆犯と幫助犯
- 第15講 罪数

#### (第二部)

- 第1講 個人的法益に対する罪1—生命・身体に対する罪1
- 第2講 個人的法益に対する罪2—生命・身体に対する罪2
- 第3講 個人的法益に対する罪3—自由に対する罪
- 第4講 個人的法益に対する罪4—名誉・信用に対する罪など
- 第5講 個人的法益に対する罪5—財産に対する罪1
- 第6講 個人的法益に対する罪6—財産に対する罪2
- 第7講 個人的法益に対する罪7—財産に対する罪3
- 第8講 個人的法益に対する罪8—財産に対する罪4

- 第 9 講 個人的法益に対する罪 9—財産に対する罪 5
- 第 10 講 個人的法益に対する罪 10—財産に対する罪 6
- 第 11 講 社会的法益に対する罪 1—公共の平穏に対する罪
- 第 12 講 社会的法益に対する罪 2—偽造罪 1
- 第 13 講 社会的法益に対する罪 3—偽造罪 2
- 第 14 講 国家の法益に対する罪 1—国家の作用に対する罪 1
- 第 15 講 国家の法益に対する罪 2—国家の作用に対する罪 2

#### ＜教科書＞

第1部について、特に指定しませんので、定評のある基本書を各自用意してください。  
第2部については、西田典之『刑法各論（第4版）』（弘文堂）及び西田典之＝山口厚＝佐伯仁志編『刑法判例百選II各論（第6版）』（有斐閣）を使用します。

#### ＜教材＞

教材は、TKC 上に掲示します。講義は、この教材を中心に行いますので、学生の皆さんはこれをもとに予習をしてきてください。

#### ＜参考書＞

第1部に関して、

- ・伊藤・小林・鎮目・成瀬・安田著『アクチュアル刑法総論』（弘文堂）。
- ・成瀬幸典＝安田拓人『判例プラクティス刑法I 総論』（信山社）
- ・西田典之＝山口厚＝佐伯仁志『刑法判例百選I 総論（第6版）』（有斐閣）

第1部・第2部共通のものとして、

- ・西田典之＝山口厚＝佐伯仁志『刑法の争点』（有斐閣）

#### ＜成績評価の方法＞

成績の評価は、学期末（前期及び後期の2回）に行う筆記試験と講義への出席状況、講義における発言・態度などを総合的に考慮して行います（筆記試験 85 %程度、出席状況等の平常点 15 %程度を予定しています）。

科目群	第1年次科目				
授業科目	商法	単位	4	担当教員	吉原 和志
配当年次	L 1	開講学期	後期	週間授業回数	2回

#### <目的>

企業組織および企業取引に関する法領域である商法について、その基本的な概念や制度を理解した後、法律家としてその修得が不可欠な分野として特に会社法を中心学習する。

概念や制度をなぜそれらが存在するのかという理論的根拠にまで踏み込んで理解させるとともに、変動著しい現代の経済社会において商法がどのように運用され また変容しつつあるかということをたえず意識し、2年次以降の実践的能力養成に必要な基礎的能力を身に付けさせることを目標とする。

#### <授業内容・方法>

受講者が予習課題に沿って教科書や関連判例に眼を通し予習してきたことを前提として、重要な論点について、できるだけ具体例を用い、実際の運用に眼を向けながら、説明・検討を加えていく。

商法と呼ばれる法分野には、会社法、商法総則、商取引法、手形法・小切手法、保険法・海商法が含まれるが、実務での重要性および時間の制約から、この授業では会社法に全体の4分の3以上の時間を割く予定である。

- [01] 商法の意義／商人と商行為
- [02] 会社法総論①——企業と会社／会社の種類
- [03] 会社法総論②——法人性
- [04] 会社法総則（商法総則）①——商号・使用人
- [05] 会社法総則（商法総則）②——事業譲渡・商業登記
- [06] 株式会社の運営機構——総論
- [07] 機関の構築／機関相互間における権限の分配
- [08] 株主の議決権／株主総会の招集・議事・決議／株主総会決議の瑕疵
- [09] 取締役会と代表取締役
- [10] 取締役と会社との利害調整①——競業取引の規制
- [11] 取締役と会社との利害調整②——利益相反取引の規制
- [12] 取締役の会社に対する責任／代表訴訟
- [13] 取締役の第三者に対する責任
- [14] 株式会社の監視・監督機構／監査役・会計監査人
- [15] 委員会設置会社
- [16] 株式会社の資金調達／株式の種類／募集株式の発行等
- [17] 違法な募集株式の発行等に対する救済
- [18] 新株予約権／社債
- [19] 株式譲渡の自由と制限／株式譲渡の法律関係
- [20] 企業会計をめぐる法規制
- [21] 会社の財務構成の変更
- [22] 会社の設立と解散・清算
- [23] 組織再編・企業結合・企業買収①——合併・事業譲渡・会社分割
- [24] 組織再編・企業結合・企業買収②——株式交換・株式移転／企業買収
- [25] 企業取引と民法・商法——商行為通則
- [26] 企業取引の補助者・仲介者
- [27] 物流取引／金融取引
- [28] 手形・小切手の意義と機能

#### <教科書・教材>

開講時までに指定する。

別冊ジュリスト『会社法判例百選〔第2版〕』(有斐閣 2011刊行予定)

その他必要に応じて、適宜参考文献を紹介し、教材を配布する。

＜成績評価の方法＞

学期末に実施する筆記試験の成績(67%程度)および中間テストの成績や授業中における質疑応答の状況(33%程度)を勘案して、総合的に評価する。

＜その他＞

科目群	第1年次科目					
授業科目	民事訴訟法		単位	2	担当教員	菱田 雄郷
配当年次	L 1	開講学期	後期	週間授業回数	1回	

<目的>

民事訴訟法の基本的な仕組みを理解し、第三者に説明できるようになること。

<授業内容・方法>

1. 授業内容

山本弘ほか『民事訴訟法』(有斐閣)で扱われている事項をカバーする。

2. 授業方法

授業は、原則として、講義形式によって進める。ただし、重要事項について理解を確実なものとするために適宜質疑応答を組み合わせる。

3. 進行予定(計15回)

民事訴訟の世界(1回)：第1章

訴えの提起(1回)：第2章(ただし、2.2.1.5～2.2.1.10、2.2.3.1～2.2.7.2は除く)

民事訴訟の審理(4回)：第3章～第4章2

判決(2回)：第4章1、3、第5章2

訴訟要件等(2回)：第2章2.2.1.5～2.2.1.9、2.2.3.1～2.2.4.3、2.2.6.1～2.2.7.2

上訴(2回)：第5章1

複雑訴訟(2回)：第2章2.2.1.10、2.2.5.1～2.2.5.6、第6章

裁判によらない訴訟の終結、再審(1回)：第7章、第8章

<教科書・教材>

山本弘=長谷部由起子=松下淳一『民事訴訟法』(有斐閣)を教科書とする。より詳細な書物としては、新堂幸司『新民事訴訟法』(弘文堂)、伊藤眞『民事訴訟法』(有斐閣)、中野貞一郎ほか編『新民事訴訟法講義』(有斐閣)、松本博之=上野泰男『民事訴訟法』(弘文堂)がある。個別論点について理解を深めるためには、高橋宏志『重点講義民事訴訟法(上)(下)』(有斐閣)も有益である。

判例集は特に指定しない。民事訴訟法判例百選(最新版、有斐閣)や上原ほか『基本判例民事訴訟法』(有斐閣)が便利であるが、購入しなくてもよい。

<成績評価の方法>

原則として、期末試験90%、平常点10%で行う。

<その他>

特になし。

科目群	第1年次科目				
授業科目	刑事訴訟法	単位	2	担当教員	佐藤 隆之
配当年次	L 1	開講学期	後期	週間授業回数	1回

#### ＜目的＞

この講義では、犯罪の捜査、公訴の提起、事件の審理、判決へと至る手続の流れに即して、その過程で生じる法解釈論および制度論上の問題について検討を加える。我が国の刑事手続の概要・特徴を把握するとともに、様々な問題の検討を通じて、論理的な思考能力を養うことがその目的である。

我が国の憲法には、刑事手続に関する規定が豊富に盛り込まれていることから、個々の解釈論を展開するに際して、その内容、および、そこから導かれる指導理念・基本原理を踏まえることが前提となるが、そこから直ちに問題の解決が導かれるわけではない。むしろ、刑事訴訟法の条文の文言を出発点に、憲法および指導理念・基本原理に立ち返る一方で、関係当事者の諸利益、現行制度の歴史的背景、手続相互の有機的連関にも目配りしながら、論理を積み重ね、結論を基礎づける、という思考過程を経ることで、説得力のある主張を展開することが可能となるのである。本講義は、具体的には、このような思考方法の養成・体得を目指すものである。

なお、刑事手続の分野では、判例が実際の法の運用に大きな役割を果たしていることから、主に判例を素材として講義を進める。判例に触れることで、「活きた刑事訴訟法」の理解を図るとともに、その読み方を身につけ、早い時期に実務家の発想に親しませることもその狙いである。

#### ＜授業内容・方法＞

講義および受講者との対話・討論によって授業を進める。

予習の要点となる事柄を指示するので、受講者はそれを手がかりにして、教科書および判例集の該当箇所・判例を精読し、そこに含まれる問題点を整理（さらに一応理解）したうえで、講義に臨むことが期待される。

講義では、前提となる知識について必要な説明をした後、判例に現れた問題点について、受講者との対話を通じて、検討を行う。

講義で重点的に検討する項目として、1. 強制捜査と任意捜査、2. 職務質問・所持品検査、3. 任意同行と取調べ、4. 逮捕・勾留、5. 捜索・差押え、6. 強制採尿・通信傍受、7. 接見交通、8. 公訴権の運用とその規制、9. 訴因の明示・特定、10. 訴因変更、11. 違法収集証拠の証拠能力、12. 自白法則、13. 伝聞証拠の意義と伝聞例外、14. 判決・裁判の効力、を予定している（なお、中間試験は、11月下旬から12月上旬に行う）。

#### ＜教科書・教材＞

- ・教科書 長沼範良=田中開=寺崎嘉博『刑事訴訟法〔第3版〕』(有斐閣)
- ・判例集 井上正仁ほか『ケースブック刑事訴訟法〔第3版〕』(有斐閣)
- ・参考書 松尾浩也=井上正仁『刑事訴訟法判例百選〔第八版〕』(有斐閣)  
松尾浩也=井上正仁『刑事訴訟法の争点〔第3版〕』(有斐閣)

長沼範良ほか『演習刑事訴訟法』(有斐閣)

このほか、法学教室（有斐閣、月刊）に連載された、酒巻匡「刑事手続法の諸問題」、「対話で学ぶ刑訴法判例」（各月掲載）、および現在連載中の「演習（刑事訴訟法）」も非常に有益である。

#### ＜成績評価の方法＞

中間試験（30 %）、期末試験（60 %）、および講義時の発言内容等の平常点（10 %）によることを予定している。